

伊根町立伊根小学校いじめ防止基本方針

伊根町立伊根小学校

1 いじめ防止基本方針について

- (1) あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- (3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど学校組織をあげて児童一人一人の状況の把握に努める。

2 いじめ防止等の対策のための組織と役割

- (1) いじめ防止等に関する取組を実効的に行うため、校内に「いじめ防止委員会」を組織する。
- (2) 「いじめ防止委員会」の構成員は次のとおりとし、必要に応じて、関係教職員、伊根町の顧問弁護士、学校医、駐在所等の専門家を加える。
校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭
- (3) 「いじめ防止委員会」は6・11に月開催する。なお、緊急に必要な場合はこの限りではない
- (4) 「いじめ防止委員会」は次のことを行う。
 - ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、推進、検証、修正
 - ② いじめの相談・通報等外部との連携窓口
 - ③ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録
 - ④ いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応
 - ⑤ 重大事態が疑われる事案発生時の判定と方針策定
 - ⑥ 重大事態に関わる事実関係を明確にするための調査
 - ⑦ 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組推進
 - ⑧ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、関係機関との連携

3 いじめの未然防止の取組

- (1) 基本的な考え方
いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。
- (2) いじめの未然防止のための取組
 - ① 児童がいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に関する活動に取り組む。
 - ② 児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

- ③ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ④ 教職員の言動が児童生徒を傷つけたり他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方や日常の言動等に細心の注意を払う。

4 いじめの早期発見

(1) 基本的な考え方

- ① 6・11月の「いじめ防止委員会」で児童の実態把握をし、いじめの兆候やそれにつながる事象かの視点で検討する。
- ② 発達障害を含む、配慮を要する児童については、当該児童の周辺の関わり方や関係について積極的・継続的に把握する。
- ③ いじめが疑われた場合やいじめにつながると思われる事象、児童や保護者からの訴えについては「いじめ防止委員会」をすぐ開催し、解決・解消にむけての対応・取組方針や計画を明確にする。
- ④ 関連する教職員を含めた「いじめ防止対策委員会」を必要に応じて開き、早期に組織的に対応する。

(2) 学期ごとに全児童を対象としたアンケート調査及び聞き取り調査を実施する。

- ① 調査及び聞き取り調査：6月、11月
- ② 追跡調査：9月、2月
- ③ 調査結果の報告：学校だより等で保護者に報告

(3) 相談体制の設置

校内相談窓口は教頭とし、児童及び保護者に学校だより等で周知する。

5 いじめに対する取組

(1) 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ防止委員会」で情報共有し、今後の対応について検討する。その際には、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携に努める。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめと疑われる行為を発見・通報を受けた場合は、その場でその行為を止めさせる。
- ② いじめと疑われる行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には、速やかに「いじめ防止委員会」で情報を集約して対策方針等を立てる。また、児童の訴えは、丁寧に受け止め、ケースに応じて事実確認する。
- ③ 「いじめ防止対策委員会」を中心に、関係児童から事情を聞く等、行為や要因、引き金等確認する。結果は加害・被害児童及びそれぞれの保護者に連絡すると共に、伊根町教育委員会に報告する。
- ④ 被害児童やその保護者への支援を行う。
- ⑤ 加害児童への指導を行うとともに、より良い成長に向けて学校の取組方針を保護者に伝え、協力を求める。
- ⑥ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等との

連携を図る。

- ⑦ いじめが起きた集団に対しても自分の問題として捉えさせ、集団の一員として、お互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(3) ネット上のいじめへの対応

- ① ネットいじめを誘発する通信情報システムについての研修や児童への指導を実施する。
② ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。
③ 情報モラル教育及びSNSの使い方などに関わる学習を実施し、SNSの使い方やトラブル予防等について保護者へも啓発する。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

なお、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合とは、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な被害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等であり、相当の期間とは年間30日を目安とする。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合には、学校は重大事態が発生したものとして取り扱う。

(2) 重大事態の発見と報告

重大事態が発生した場合、速やかに「いじめ対策委員会」を開催し、すぐに対応に当たると同時に、伊根町教育委員会に報告する。

(3) 重大事態発生防止

調査結果を踏まえて、同種の事態の発生防止のための取組を推進する。

6 関係機関との連携

(1) 地域・家庭との連携の推進

伊根町立伊根小学校PTAとの連携の下、いじめに対する理解を深める取組を推進する。

いじめの防止等に関する学校の基本方針や取組をホームページ等で積極的に発信する。

(2) 関係機関との連携の推進

警察、伊根町保健福祉課、児童相談所等の関係機関と適切な連携を図る。

いじめ防止対策のための具体的取組

1 学期	運動会（異年齢活動）非行防止教室	・児童の状況把握…毎月末 ・いじめ対策委員会…6・11月 ・保護者への啓発と報告…9・2月
2 学期	いじめ問題についての学習（人権旬間） 情報モラル学習（外部講師による） いねっこエンジョイ大作戦（異年齢活動）	
3 学期	8の字大会（異年齢活動）	